

# 札幌学院大学・札幌学院大学大学院諸規程

2025年4月1日現在

## 札幌学院大学学則

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 札幌学院大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、豊かな人間性を涵養し、深く専門的学術を教授、研究することによって広く人類社会の福祉に献身し、特に北海道の産業の発展及び北海道の社会文化並びに道民の福祉の向上に貢献し得る人材を育成することを目的とする。

2 本学は、学部、学科、研究科又は専攻ごとに人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

#### (自己評価・認証評価)

第1条の2 本学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより本学の教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 本学は、前項の措置に加え、その教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

3 自己評価及び認証評価に関する規程は別に定める。

#### (学部・学科)

第2条 本学に、次の学部及び学科を置く。

経済経営学部 経済学科 経営学科

経営学部 経営学科 会計ファイナンス学科

経済学部 経済学科

人文学部 人間科学科 英語英米文学科 こども発達学科

心理学部 臨床心理学科

法学部 法律学科

#### (大学院)

第2条の2 本学に大学院を置く。大学院の学則は別に定める。

### 第2章 修業年限、入学定員及び収容定員

#### (修業年限及び在学年限)

第3条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、学生は、休学期間を除き、本学に8年を超えて在学することはできない。

2 他の大学等から本学に編入学又は転入学した学生の修業年限及び在学年限は、入学前の大学等における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間とする。

3 学生が本学に入学する前に本学の科目等履修生として教育課程の一部を履修したと認められるときは、2年を限度に修業年限に通算することができる。

#### (入学定員及び収容定員)

第4条 本学の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
経済経営学部	経済学科	150名	600名
	経営学科	150名	600名
経営学部	経営学科	0名	0名
	会計ファイナンス学科	0名	0名
経済学部	経済学科	0名	0名

学部	学科	入学定員	収容定員
人文学部	人間科学科	105名	420名
	英語英米文学科	50名	200名
	こども発達学科	50名	200名
心理学部	臨床心理学科	120名	480名
法学部	法律学科	150名	600名
計		775名	3,100名

### 第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を前期と後期に分け、前期は、4月1日から9月30日、後期は、10月1日から翌年3月31日までとする。

2 授業運営上必要がある場合には、学長は、大学協議会の議を経て前期の期間内に後期の授業を開始することができる。

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 本学開学記念日 5月4日
- (3) 本学園創立記念日 6月15日
- (4) 春期休業日 3月19日から4月2日まで
- (5) 夏期休業日 8月1日から9月30日まで
- (6) 冬期休業日 12月24日から翌年1月7日まで

2 必要がある場合には、学長は、大学協議会の議を経て休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

### 第4章 教育課程の編成方針等

(教育課程の編成方針)

第8条 本学は、「卒業の認定に関する方針」及び「教育課程の編成及び実施に関する方針」に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成する。

2 教育課程の編成にあたっては、各学部及び学科に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮する。

3 授業科目の担当者は、科目適合性を配慮して決定する。

(授業科目及び単位数)

第8条の2 各学部における授業科目及び単位数は、別表第1に掲げるとおりとする。

(単位及び授業の方法)

第9条 前条の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次項に定める授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 授業の方法は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

## 第5章 課程修了の認定及び履修方法 (課程修了要件)

第10条 本学の課程修了の要件は次のとおりとする。

学部・学科	要件	教養科目	専門科目	計
経済経営学部	経済学科	20単位以上	84単位以上	124単位以上
	経営学科	20単位以上	80単位以上	124単位以上
経営学部	経営学科	24単位以上	80単位以上	124単位以上
	会計ファイナンス学科	24単位以上	80単位以上	124単位以上
経済学部	経済学科	28単位以上	76単位以上	124単位以上
人文学部	人間科学科	24単位以上	80単位以上	124単位以上
	英語英米文学科	24単位以上	62単位以上	124単位以上
	こども発達学科	24単位以上	80単位以上	124単位以上
心理学部	臨床心理学科	24単位以上	80単位以上	124単位以上
法学部	法律学科	16単位以上	84単位以上	124単位以上

2 前項の課程修了の要件単位数のうち、第13条の4の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

### (履修方法)

第11条 授業科目の履修方法は、各学部教授会において定めるものとする。

### (他学部及び他学科授業科目の履修)

第12条 学生は、他学部及び他学科授業科目のうち、大学の指定する授業科目について履修することができる。

### (入学前の既修得単位等の認定)

第13条 本学において教育上有益と認められるときは、学生が本学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学において修得した単位（大学設置基準第31条第1項及び第2項の規定により修得した単位を含む。）を、入学した後の本学における授業科目の履修により修得した単位として認定することができる。

2 前項の規定は、第13条の2第2項の場合に準用する。

3 本学において教育上有益と認めるとときは、学生が本学に入学する前に行った第13条の3第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を認定することができる。

4 前3項により修得した単位として認定することのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、60単位を超えないものとする。

### (他の大学、専門職大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第13条の2 本学において教育上有益と認めるとときは、学生が本学の定めるところにより他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、第13条第4項により認定した単位数と合わせて60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。）又は短期大学に留学する場合は前項の規定を準用する。

### (大学以外の教育施設等における学修)

第13条の3 本学において教育上有益と認めるとときは、学生が行う短期大学の専攻科又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を認定することができる。

2 前項により与えることができる単位数は、第13条第1項から第3項並びに第13条の2により認定した単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

### (メディアを利用した授業)

第13条の4 本学において教育上有益と認めるときは、多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行うことができる。

## 第6章 教育職員免許状、学芸員及び社会教育主事 (教育職員免許状)

第14条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）の規定に基づき、本学において教育職員免許状を取得しようとする者は、所定の必要な授業科目を修得しなければならない。

2 本学の学部及び学科において取得できる教育職員免許状の教科及び種類は、次のとおりとする。

学部	学科	免許教科	免許状の種類
経済経営学部	経済学科	社会	中学校教諭一種免許状
		公民	高等学校教諭一種免許状
	経営学科	商業	高等学校教諭一種免許状
経営学部	経営学科	商業	高等学校教諭一種免許状
	会計ファイナンス学科	商業	高等学校教諭一種免許状
経済学部	経済学科	社会	中学校教諭一種免許状
		地理歴史	高等学校教諭一種免許状
		公民	高等学校教諭一種免許状
人文学部	人間科学科	社会	中学校教諭一種免許状
		地理歴史	高等学校教諭一種免許状
		公民	高等学校教諭一種免許状
		—	特別支援学校教諭一種免許状
	英語英米文学科	英語	中学校教諭一種免許状
			高等学校教諭一種免許状
	こども発達学科	—	小学校教諭一種免許状
法学部	法律学科	社会	中学校教諭一種免許状
		公民	高等学校教諭一種免許状

3 第1項に定める授業科目及び単位数は、別表第1に掲げるとおりとする。

(学芸員)

第15条 博物館法（昭和26年法律第285号）及び同法施行規則（昭和30年文部省令第24号）の規定に基づき、本学において学芸員の資格を取得しようとする者は、所定の必要な授業科目を修得しなければならない。

2 前項に定める授業科目及び単位数は、別表第1に掲げるとおりとする。

(社会教育主事)

第16条 社会教育法（昭和24年法律第207号）の規定に基づき、本学において社会教育主事の資格を取得しようとする者は、所定の必要な授業科目を修得しなければならない。

2 前項に定める授業科目を全て修得した者は、社会教育士（養成課程）と称することができる。

3 第1項に定める授業科目及び単位数は、別表第1に掲げるとおりとする。

## 第7章 試験及び成績等

(単位の授与)

第17条 一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の適切な方法により学修の成果を

評価して単位を与えるものとする。

(成績評価)

第18条 各科目の成績は、100点を満点とし、90点以上を秀（S）、80点以上を優（A）、70点以上を良（B）、60点以上を可（C）とし、秀、優、良、可は合格として所定の単位を与える。60点に満たない者は不可とし、不合格（D）とする。

(追再試験)

第19条 病気その他やむを得ない理由により所定の試験に欠席した者に対しては、受験できなかった科目について追試験によって単位修得の認定を行うことがある。

2 不合格になった科目的うち、教授会の議を経て再試験を行うことができる。

(履修細則)

第20条 授業科目、単位、履修方法、試験及び成績並びにコース制及びゼミナール等については、この章に定めるもののほか、履修細則の定めるところによる。

## 第8章 卒業及び学位

(卒業及び学位)

第21条 所定の単位を修得した者は学期末をもって卒業とする。

- 2 本学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣の定める者を含む。）が、卒業の要件として本学が定める単位を優秀な成績で修得した場合には、第3条の定めにかかわらず、その卒業を認めることができる。
- 3 前項にかかる手続き及び認定要件等詳細については、別に定める。
- 4 第1項又は第2項により卒業した者には、次の所属学部学科に従い学士の学位を授与する。

経済経営学部経済学科 学士（経済学）

経済経営学部経営学科 学士（経営学）

経営学部経営学科 学士（経営学）

経営学部会計ファイナンス学科 学士（経営学）

経済学部経済学科 学士（経済学）

人文学部人間科学科 学士（人文学）

人文学部英語英米文学科 学士（人文学）

人文学部こども発達学科 学士（人文学）

心理学部臨床心理学科 学士（臨床心理学）

法学部法律学科 学士（法学）

## 第9章 入学、退学、休学、復学、除籍及び転学等

(入学期)

第22条 本学の入学期は、毎学年の始めとする。

(入学資格)

第23条 本学に入学することのできる者の資格は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 通常の課程以外の課程により前号に相当する学校教育を修了した者
- (4) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号）
- (8) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(9) その他本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者  
(入学出願)

第24条 入学を志願する者は、所定の書類及び所定の検定料を添えて、指定の期間内に手続をしなければならない。

(入学者選抜)

第25条 入学志願者に対しては、選抜試験のうえ入学を許可する。選抜の方法については、札幌学院大学入学者選抜規程に定めるところによる。

2 入学者の選抜は、「入学者の受け入れに関する方針」に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

(入学手続)

第26条 入学を許可された者は、別に定める入学手続要項により、所定の期日までに必要な書類を提出するとともに学費を納入しなければならない。

(保証人)

第27条 前条の入学手続要項に定める誓約書の保証人は1名とし、誓約書には署名押印を要する。

2 保証人は、父母又はこれに代わる者とする。

3 保証人は、当該学生の在学中、保証人としての責務を果たし得る者でなければならない。

4 保証人に転居、転籍があった場合は、速やかにその旨を届け出なければならない。

5 保証人が死亡又はその他の事由でその責務を果たし得ない場合、新たな保証人を届け出なければならない。

(休学)

第28条 病気その他やむを得ない理由により引き続き3か月以上修学できない者は、保証人連署で休学願を提出し、許可を得て、休学することができる。

2 休学の期間は、第3条に規定する在学年数に算入しない。

(休学期間)

第29条 休学の期間は、原則として当該年度限りとする。

2 前項の休学期間を原則とするが、特別の理由がある場合は、引き続き休学期間の延長を認めることがある。ただし、在学中2年を超えることができない。

(復学)

第30条 休学期間に休学の理由が消滅したときは、その後の休学を取消し、復学を願い出ることができる。

(退学、転学)

第31条 病気又はやむを得ない理由により退学若しくは本学から他の大学へ転学しようとする者は、医師の診断書又は詳細な理由書を添え、保証人連署のうえ、願い出て許可を得なければならない。

2 前項により退学した者が、退学後再入学を願い出たときは、許可することができる。

(除籍)

第32条 学生が、次の各号の一に該当するときは除籍する。

- (1) 8年の年数を在学しても規定の単位を修得せず卒業できない者
- (2) 4年の年数を在学しても、規定の単位を修得せず第3年次に進級できない者
- (3) 休学期間を過ぎても所定の手続をとらない者
- (4) 所定の授業料その他の納入金を期限を過ぎても、無届けのまま納入しない者
- (5) 正当な理由なく授業科目の履修登録を所定の期限までに行わない者

2 前項第3号、第4号及び第5号により除籍となった者が、除籍後再入学を願い出たときは、許可することがある。

(編入学、転入学)

第33条 他の大学等から本学に編入学又は転入学しようとする者は、所定の手続を経て、学長の許可を受けなければならない。

(転学部、転学科)

第34条 本学の学生が、所属する学部・学科以外の学部・学科へ転学部又は転学科しようとする

ときは、所定の手続を経て、学長の許可を受けなければならない。

(入学等の必要事項)

第35条 入学、休学、復学、退学、再入学、除籍、編入学及び転入学並びに転学部、転学科に関し必要な事項は、別に定める。

## 第10章 学費

(入学検定料)

第36条 入学志願者は、入学願書提出の際、所定の入学検定料を納入しなければならない。

(入学金、授業料及び教育充実費)

第37条 入学を許可された者は、所定の入学金、授業料及び教育充実費を納入しなければならない。ただし、授業料及び教育充実費は、別に定めるところにより許可を得て分納することができる。

第38条 削除

(実験実習料)

第39条 実験及び実習については、実費を納入しなければならない。

(学費の納入期日及び金額)

第40条 入学金、授業料及び教育充実費等学費の納入金は、別表第2に定める期日内に、同表に定める金額を納入しなければならない。

(納入金の返還)

第41条 一たん納入した納入金は、相当の理由がない限り一切返還しない。

(休学中の学費)

第42条 休学中の者の学費は、免除する。

## 第11章 教職員組織

(教職員)

第43条 本学に、次の教職員を置く。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 教授
- (5) 准教授
- (6) 講師
- (7) 助教
- (8) 助手
- (9) 事務職員その他必要な職員

(教員の任務)

第44条 教授、准教授、講師及び助教は、学生を教授し、その研究を指導し、また研究に従事する。

(講義)

第45条 講義は、原則として本学教員が担当する。ただし、当該講義を担当すべき本学教員を欠く場合、その他特別の事情がある場合には、非常勤講師が担当することがある。

(事務職員)

第46条 事務職員その他必要な職員は、別に定める規程により事務を行う。

## 第12章 教授会、大学協議会及び全学教授会

(教授会)

第47条 本学の各学部に教授会を置く。

2 教授会は、専任の教授、准教授、講師及び助教をもって構成する。

(審議事項)

第48条 教授会は、当該学部に関する次の事項を審議する。

- (1) 教育及び研究に関する事項

- (2) 教育及び研究の予算に関する事項
- (3) 学生の入退学、試験、卒業等に関する事項
- (4) 学生の厚生補導及びその身分に関する事項
- (5) 教員人事に関する事項
- (6) その他必要と認められる事項

(大学協議会)

第49条 本学に、大学全般に関する事項を審議するため、大学協議会を置く。

2 大学協議会は、学長、学部長及び各学部等から選出される協議員をもって構成する。

(大学協議会の審議事項)

第50条 大学協議会は、次の事項を審議する。

- (1) 学則その他規程の制定及び改廃に関する事項
- (2) 教育及び研究の基本に関する事項
- (3) 学部、学科の設置及び廃止に関する事項
- (4) 学長、学部長、部長及び図書館長等の選出の基準に関する事項
- (5) 教育及び研究の予算に関する事項
- (6) 教員人事の基本に関する事項
- (7) 学生の定員及び募集に関する事項
- (8) 学生の厚生補導及びその身分の基本に関する事項
- (9) 教員理事候補及び教員評議員候補に関する事項
- (10) その他必要と認められる事項

(全学教授会)

第51条 学長は、必要に応じて全学教授会を開き、構成員の意見を求めることができる。

第52条から第55条まで 削除

### 第13章 学長及び学部長

(学長、学部長の責務)

第56条 学長は全学を、学部長は学部を代表してその職務を行う。

第57条 削除

(学長職務代行者)

第58条 学長に事故あるとき、又は学長の欠けたときは、副学長がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(学長の任期)

第59条 学長の任期は、3年とする。

第60条 削除

### 第14章 図書館

(図書館)

第61条 本学に、図書館を設け、図書その他の文献及び研究資料を収集管理し、教職員及び学生の閲覧に供する。

2 図書館に関する規程は、別に定める。

### 第15章 研究所

(研究所)

第62条 本学に、研究所その他研究施設を設けることができる。

2 研究所に関する規程は、別に定める。

### 第16章 電子計算機センター

(電子計算機センター)

第63条 本学に、電子計算機センターを設け、研究、教育及び学習活動等に必要な情報処理上のサービスを提供する。

2 電子計算機センターに関する規程は、別に定める。

## 第17章 委託生、科目等履修生、特別科目等履修生、聴講生、研究生、外国人留学生及び海外帰国生

### (委託生)

第64条 国、地方公共団体、法人又は外国政府等から委託された者を、委託生とすることができます。

2 委託生については別に定める。

### (科目等履修生)

第65条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修する者を科目等履修生として、授業科目の履修及び単位の修得を認めることができる。

2 科目等履修生に対する単位の認定については、第17条及び第18条の規定を準用する。

3 科目等履修生については別に定める。

### (特別科目等履修生)

第65条の2 相互交流の協定のある大学及び短期大学に在学しながら、本学の授業科目を履修する者を特別科目等履修生として、授業科目の履修及び単位の修得を認めることができる。

2 特別科目等履修生に対する単位の認定については、第17条及び第18条の規定を準用する。

3 特別科目等履修生については別に定める。

### (聴講生)

第65条の3 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を聴講する者を選考のうえ聴講生として許可することができる。

2 聴講生については別に定める。

### (研究生)

第66条 本学において指導教員の指導を受けて、特定事項の研究に従事する者を研究生とすることができる。

2 研究生については別に定める。

### (外国人留学生)

第67条 外国人で、本学に入学を希望する者については、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

### (海外帰国生)

第67条の2 本学に入学を志願する海外帰国生については、選抜試験のうえ入学を許可する。

2 海外帰国生については別に定める。

第68条 削除

## 第18章 奨学金制度

### (奨学金制度)

第69条 本学に、奨学金制度を設ける。

2 奨学金に関しては、札幌学院大学奨学金規程の定めるところによる。

## 第19章 厚生、保健衛生

### (医務室)

第70条 本学に学生及び教職員の厚生、保健のために、医務室その他の施設を設ける。

2 厚生、保健衛生に関する規程は、別に定める。

### (定期健康診断)

第71条 学生及び教職員の保健のため、健康診断を定期的に行う。

### (体育館等)

第72条 学生体位向上の目的をもって体育館その他必要な運動施設を設ける。

## 第20章 学生の処分

### (学生の処分)

第73条 本学学生に大学構成員としてふさわしくない行為があったときは、学長は、教授会の議を経て当該学生を処分することができる。

(処分の種類)

第74条 前条の処分の種類は、厳重注意、停学及び退学とする。

2 前項の退学処分は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 本学の研究、教育及び学習活動に重大な支障をもたらす行為があったとき
- (2) 著しく社会的道義にもとる行為があったとき
- (3) 性行不良で改善の見込みがないと認められたとき

(処分の審議)

第75条 教授会が、処分の審議をする際には行為事実の綿密な調査を行うほか、本人の弁明や本人に対する弁護の機会を保障し、更に必要な場合は全学的な討議の場を持つなど、充分に慎重を期さなければならない。

2 前条の処分の種類の適用基準及び処分審査の細則等は、別に定める。

附 則 【省略】

別表第1 授業科目一覧 【省略】

別表第2 学費納入金一覧（第40条関係）【省略】

## 札幌学院大学大学院学則

### 第1章 総則

(目的)

第1条 札幌学院大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、学部における一般的並びに専門的教養の基礎のうえに、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授、研究し、もって文化の進展と人類の福祉に寄与することを目的とする。

(自己評価・認証評価)

第1条の2 本大学院は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、本大学院の教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 本大学院は、前項の措置に加え、その教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

3 自己評価及び認証評価に関する規程は別に定める。

### 第2章 大学院の課程、修業年限及び学生定員

(大学院の課程)

第2条 本大学院に次の研究科及び専攻を置き、修士の課程を設ける。

- (1) 法学研究科 法学専攻
- (2) 臨床心理学研究科 臨床心理学専攻
- (3) 地域社会マネジメント研究科地域社会マネジメント専攻

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを目的とする。

(人材養成の目的)

第2条の2 各研究科の人材養成の目的は、別に定め、公表するものとする。

(標準修業年限及び最長在学年限)

第3条 本大学院の標準修業年限は2年とし、4年を超えて在学することを認めない。

2 学生が、職業を有している等の事情により、前項に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了する学生（以下「長期履修学生」という。）となることを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

(入学定員及び収容定員)

第4条 本大学院の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

研究科・専攻		入学定員	収容定員
法学研究科	法学専攻	10名	20名
臨床心理学研究科	臨床心理学専攻	10名	20名
地域社会マネジメント研究科	地域社会マネジメント専攻	0名	0名

第3章 教育課程の編成方針等

(教育課程の編成方針)

第4条の2 本大学院は、「卒業の認定に関する方針」及び「教育課程の編成及び実施に関する方針」に基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮する。

(教育方法)

第5条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第5条の2 本大学院は、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業若しくは研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(メディアを利用した授業)

第5条の3 本学において教育上有益と認めるときは、多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行うことができる。

(授業科目・単位数及び履修方法)

第6条 本大学院の授業科目、単位数及び履修方法は、別表1に掲げるもののほか、当該研究科委員会において定める履修規程による。

2 法学研究科の学生は、入学後所定の期日までに、専修科目を選ぶものとする。

3 学生は、毎学年、指導教授の指導により履修しようとする授業科目を決め、指定の期日までに研究科長に提出しなければならない。

(単位及び授業の方法)

第7条 前条第1項の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次項に定める授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 授業の方法は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第8条 教育研究上有益と認める時は、学生が本大学院に入学する前に、大学院において修得した単位（大学院設置基準昭和49年文部省令第28号第15条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得した単位として認定することができる。

2 前項により修得した単位として認定することのできる単位数は、本大学院において修得した単位を除き、15単位を超えないものとする。

(他の大学院における学修)

第8条の2 教育研究上有益と認めるときは、他の大学院等とあらかじめ協議のうえ、当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の単位は、15単位を超えない範囲で、本大学院における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。ただし、第8条第2項により認定した単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

#### (学部学生の本大学院における授業科目の履修)

第8条の3 本学の学部の4年次に在籍する学生で、一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、教育上支障がないと認められる場合に限り、本大学院の授業科目の履修を許可することができる。

2 学部学生の本大学院における授業科目の履修については別に定める。

#### 第4章 課程修了の認定及び学位の授与

##### (単位の授与)

第9条 一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

##### (成績)

第10条 各科目的成績は、100点を満点とし、90点以上を秀（S）、80点以上を優（A）、70点以上を良（B）、60点以上を可（C）とし、秀、優、良、可は合格として所定の単位を与える。60点に満たない者は不可とし、不合格（D）とする。

##### (課程修了要件)

第11条 本大学院に2年以上在学し、第6条別表1に定める授業科目を法学研究科及び地域社会マネジメント研究科においては30単位以上、臨床心理学研究科においては必修26単位を含め36単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び試験に合格した者は、修士の課程を修了したものと認める。

2 前項に定める修士論文の審査は、第35条に定める研究科委員会が本修士課程の目的に応じ適当と認めた場合は、特定の課題についての研究の成果の審査をもって代えることができる。

3 第1項に定める在学期間は、優れた成績を修めたと認められる者にあっては、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

##### (課程修了認定)

第11条の2 前条による課程修了の認定は学期末をもって行う。

##### (在学期間の短縮)

第11条の3 第8条によって単位を認定する場合であって、当該単位の認定により本大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で本大学院が定める期間、在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、本大学院に少なくとも1年以上在学するものとする。

##### (修士論文の審査及び試験)

第12条 修士論文の審査及び試験は、札幌学院大学学位規程（以下「学位規程」という。）の定めに基づき、これを行う。

##### (学位の授与)

第13条 修士課程を修了した者には、学位規程の定めに基づき学位を授与する。

#### 第5章 学年、学期及び休業日

##### (学年、学期及び休業日)

第14条 本大学院の学年、学期及び休業日は、札幌学院大学学則（以下「大学学則」という。）の第5条、第6条及び第7条の規定を準用する。

#### 第6章 入学、休学、復学、退学、再入学、除籍及び復籍

##### (入学)

第15条 入学は、学年の始めとする。ただし、教育上支障がないと認められる場合で、かつ、その必要性が認められる場合は、後学期の始めとすることができます。

##### (入学資格)

第16条 本大学院に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者で、かつ入学試験に合格した者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学させる本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (10) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で22歳に達した者
- (11) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本大学院において所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

（入学者選抜）  
第16条の2 入学者の選抜は、「入学者の受け入れに関する方針」に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

（入学の出願）

第17条 入学を志願する者は、指定の期日までに所定の書類を提出し、第26条に定める入学検定料を納付しなければならない。

（入学手続及び入学許可）

第18条 入学を許可された者は、指定の期日までに所定の書類を提出し、第26条に定める学費等を納付しなければならない。

2 入学を許可された者が前項に定める手続きを行わないときは、入学許可はその効力を失う。  
（休学）

第19条 疾病又はやむを得ない理由により3ヵ月以上就学することができない者に対して休学を許可することがある。

2 休学の許可を受けようとする者は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて研究科長に願い出なければならない。  
（休学期間）

第20条 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合には、通算して2年を超えない範囲で延長を認めることができる。

2 休学期間は、在学期間に算入しない。  
（復学）

第21条 休学期間が満了した者または休学期間満了以前に復学しようとする者は、研究科長に復学を願い出て許可を受けなければならない。

（退学）

第22条 疾病又はやむを得ない理由により退学しようとする者は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて研究科長に願い出て許可を受けなければならない。

（再入学）

第23条 退学者が再入学を願い出た場合は、選考のうえ、許可することができる。

(除籍)

第24条 次の各号の一に該当する者は除籍する。

- (1) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第3条に定める最長在学年限を超えた者
- (3) 休学期間が満了してもなお復学できない者

(復籍)

第24条の2 前条第1号に該当し除籍となった者が、当該除籍の事由となった授業料等を納付して復籍を願い出た場合は、審査のうえ許可することができる。

2 復籍に関し必要な事項は、札幌学院大学大学院授業料等未納による除籍者の復籍に関する規程に定める。

第7章 教員の免許状

(授与される免許状の所要資格と免許状の種類)

第25条 高等学校教諭1種免許状授与の所要資格を有する者で当該免許状に係る高等学校教諭専修免許状の所要資格を取得しようとする者は、第11条に規定する要件を充足し、かつ、教員免許法および同法施行規則に定める科目および単位を修得しなければならない。

2 本大学院において取得できる高等学校教諭専修免許状及び中学校教諭専修免許状の免許教科の種類は、別表2に掲げるとおりとする。

第8章 入学検定料及び学費

(入学検定料及び学費)

第26条 入学検定料及び学費は、別表3に掲げるとおりとする。

2 休学中の者の学費は、免除する。

(納付金の返還)

第27条 納付された入学検定料及び学費は、一切返還しない。

第9章 大学院生の処分

(大学院生の処分)

第28条 大学院生の処分については「大学学則」第73条、第74条及び第75条の規定を準用する。

第10章 科目等履修生、特別科目等履修生、研究生、委託生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第29条 本大学院の学生以外で、一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、科目等履修生として許可することができる。

2 科目等履修生については別に定める。

第29条の2 相互の交流協定のある大学院に在学しながら、本学の授業科目を履修する者を特別科目等履修生として、授業科目の履修及び単位の修得を認めることができる。

2 特別科目等履修生については別に定める。

(研究生)

第30条 本大学院において特定の専門事項について研究を希望する者があるときは、研究生として許可することができる。

(委託生)

第31条 公共団体その他の機関等からの委託によって本大学院の授業科目又は特定課題について研究指導の委託があるときは、その学力を考查し、委託生として許可することができる。

(外国人留学生)

第32条 第16条に定める資格を持ち、かつ、外国公館の証明のある外国人留学生に対しては、その学力を考查し、入学を許可することができる。

(研究生、委託生及び外国人留学生の取扱い)

第33条 研究生、委託生及び外国人留学生の取扱いについては、札幌学院大学研究生規程、札幌学院大学委託生規程及び札幌学院大学外国人留学生規程の定めを準用する。

## 第11章 教員組織及び運営組織 (教員組織)

第34条 本大学院の授業を担当する教員は、大学院設置基準に規定する資格を満たす札幌学院大学の専任の教員がこれを行う。ただし、特に必要のある場合は兼任の教員を充てることができ

る。

(研究科委員会)

第35条 本大学院の運営のため、研究科に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、本大学院の授業を担当する専任の教員をもって組織する。

3 研究科委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 入退学等学生の身分及び賞罰に関する事項
- (2) 研究科の授業科目、単位数、履修方法及び担当に関する事項
- (3) 試験に関する事項
- (4) 課程修了の認定及び学位の授与に関する事項
- (5) 教員の人事に関する事項
- (6) 研究科にかかる諸規程の制定、改廃に関する事項
- (7) 研究科にかかる自己点検・評価に関する事項
- (8) その他必要と認める事項

(研究科長及び研究科運営委員)

第36条 本大学院の研究科に研究科長及び研究科運営委員を置く。

2 研究科長及び研究科運営委員は、研究科委員会が選出する。

3 研究科長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。

(事務職員)

第37条 本大学院の運営に必要な事務職員を置く。

## 第12章 研究施設及び図書館

(研究指導施設)

第38条 本大学院の教育研究のため、研究室、演習室等必要な施設を備えるものとする。

2 札幌学院大学の施設は、その教育研究に支障を生じない範囲において本大学院と共に用するこ

とができる。

(図書館)

第39条 札幌学院大学の図書館に、本大学院の教育研究に必要な図書及び学術雑誌を備えるもの

とする。

## 附 則 【省略】

別表1 (第6条第1項関係) 【省略】

別表2 (第25条第2項関係) 【省略】

別表3 (第26条第1項関係) 【省略】

## 札幌学院大学学位規程

(目的)

第1条 この規程は、札幌学院大学(以下「本大学」という。)が授与する学位について、本大

学学則及び本大学大学院学則の定めに基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の種類)

第2条 本大学において授与する学位は、学士及び修士とする。

2 学士の種類は次のとおりとする。

経済経営学部

経済学科

学士(経済学)

経済経営学部	経営学科	学士（経営学）
経営学部	経営学科	学士（経営学）
経営学部	会計ファイナンス学科	学士（経営学）
経済学部	経済学科	学士（経済学）
人文学部	人間科学科	学士（人文学）
人文学部	英語英米文学科	学士（人文学）
人文学部	こども発達学科	学士（人文学）
心理学部	臨床心理学科	学士（臨床心理学）
法学部	法律学科	学士（法学）

3 修士の種類は次のとおりとする。

法学研究科	法学専攻	修士（法学）
臨床心理学研究科	臨床心理学専攻	修士（臨床心理学）
地域社会マネジメント研究科	地域社会マネジメント専攻	修士（地域社会マネジメント学）

（学位授与の要件）

第3条 次の者に学位を授与する。

- (1) 学士の学位は、本大学を卒業した者に授与する。
- (2) 修士の学位は、本大学大学院の修士課程を修了した者に授与する。

（修士論文の提出）

第4条 修士論文を提出しようとする者は、研究科委員会が定める期日までに研究科長に提出するものとする。

2 修士論文は1篇に限るものとする。ただし、参考として他の研究成果を添付することができる。

（特定の課題についての研究の成果の提出）

第4条の2 大学院学則第11条第2項により、当該研究科が特に必要と認めた場合、前条にいう修士論文に代えて特定の課題についての研究の成果の提出を認めることができる。

2 前項の特定の課題の研究の取り扱いは、修士論文と同様とする。

（修士論文の受理）

第5条 前条による修士論文の提出があったときは、研究科長は、その論文を受理し、学位を授与できるか否かについて研究科委員会の審査に付すものとする。

2 受理した修士論文は返還しない。

（修士論文審査及び試験）

第6条 前条に基づき研究科委員会は、修士論文の審査及び試験を行なうため審査委員を選任する。

2 前項の審査委員は指導教授が主査となり、他に副査の教員を置く。

3 試験は修士論文を中心として、これに関連ある事項について口述試問によって行う。

（専門審査委員）

第6条の2 当該研究科が特に必要と認めた場合、前条の審査委員に加えて、当該研究科に所属しない本学教員及び他の大学院もしくは研究所等に所属する当該研究の専門家1名に、専門審査委員を委嘱することができる。

（修士論文審査、試験の結果の報告）

第7条 審査委員は、修士論文の審査及び試験の結果に関する報告書を研究科委員会に提出するものとする。

（修士論文審査の判定）

第8条 研究科委員会は、前条の報告に基づき、合否について審議を行う。

2 前項の審議は、当該研究科委員会構成員の3分の2以上の出席を必要とし、その出席者の3分の2以上の賛成をもって決する。

（学位の名称）

第9条 本大学において学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、本大学名を付記するものとする。

（学位の取消し）

第10条 本大学において学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、学士は学部教

授会、修士は研究科委員会の議に基づき、学長は授与した学位を取り消すことができる。

(1) 不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 本学の名誉を著しく汚す行為があったとき。

2 前項の規程により学位を取り消された者は、学位記を返還しなければならない。

(学位記の様式)

第11条 学位記の様式は、次のとおりとする。

(1) 第3条第1号の規定により授与する学士学位記の様式 様式第1号（略）

(2) 第3条第2号の規定により授与する修士学位記の様式 様式第2号（略）

附 則（略）

## 札幌学院大学授業科目の履修登録に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、札幌学院大学学則に定める授業科目の履修登録に関し、必要事項を定めることを目的とする。

（対象となる学生）

第2条 この規程の対象となる学生は、学部学科に在学する正規学生（以下「学生」という。）とする。

（授業科目の履修）

第3条 学生は、履修しようとする授業科目について、前期及び後期の所定の期日までに、指定された方法により履修登録を行わなければならない。

（履修登録の制限）

第4条 次に掲げる授業科目は、履修登録をすることができない。

(1) 在学年次より上級年次に配当されている授業科目

(2) 既に単位を修得した授業科目

(3) 学生が課程登録をしていない場合の諸資格課程開設授業科目

(4) 時間割が重複している授業科目

(5) 受講が許可されていない他学部他学科の授業科目

(6) 履修人数制限科目で抽選が行われた結果、その上限に達した授業科目

（履修登録単位数の上限）

第5条 履修登録することができる単位数は年間48単位を上限とし、各学部学科で決定する。

（履修登録単位数の上限に含めない科目）

第6条 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる授業科目は、履修登録単位数の上限には含めない。

(1) 夏期集中講義、秋期集中講義等、全ての授業が前・後期の授業期間以外で行われる授業科目

(2) 教職課程等が開設する卒業要件に含まれない授業科目

(3) 札幌圏等、本学のカリキュラムとは別に他大学等で修得し、単位認定を受けた授業科目

2 学生は、前項に規定する履修登録単位数の上限に含まない授業科目を含め、1年間に履修登録できる単位数は60単位を超えないよう努めることとする。

（履修登録の取消し）

第7条 学生は、履修登録を行った授業科目について、当初の履修目的が達成されない等の理由がある場合には、一定の条件のもと当該授業科目の履修を取り消すことができる。

2 履修の取消しをしようとする学生は、別に定める履修取消期間中に、履修取消届により教務部長に届け出るものとする。

（所管）

第8条 この規程に関する事務の所管は、教育支援課とする。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て、理事会が行う。

附 則（略）

# 札幌学院大学休学、復学、退学、転学及び再入学に関する規程

## (趣旨)

第1条 札幌学院大学学則（以下「学則」という。）第28条、第29条、第30条、第31条、第32条 第2項及び第35条の規定による休学、復学、退学、転学及び再入学については、この規程の定めるところによる。

## (休学)

第2条 病気その他やむを得ない理由により、3か月以上就学することができない者に対して、休学を許可することがある。

2 休学しようとする者は、医師の診断書又は詳細な理由書及び学生証を添えて、保証人連署で休学願（本学所定用紙）を提出しなければならない。

## (休学期間)

第3条 休学期間は、原則として願い出の日から学期末又は学年末までとする。ただし、特別の理由があるときは、引き続き休学期間の延長を許可することがある。

2 休学期間は、在学中2年を超えることはできない。

3 休学期間は、在学年数に算入しない。

## (休学の許可)

第4条 休学の許可は、当該学部教授会の議を経て、学長がこれを行う。

2 許可日は、原則として願い出の日とする。ただし、受付日前にさかのぼることはできない。

3 学則第40条の規定に反したときは、休学の許可がされない。

## (休学者の復学)

第5条 休学者は、休学期間の終了をもって復学とする。

2 休学者が復学しようとするときは、別に定める復学校料を添えて、復学願（本学所定用紙）を提出しなければならない。

3 復学願の提出は、翌年度前期に復学を希望する者は原則として2月28日まで、後期に復学を希望する者は8月31日までに行わなければならない。

## (復学の許可)

第6条 復学の許可は、当該学部教授会の議を経て、学長がこれを行う。

2 許可日は、原則として前期にあっては4月1日付、後期にあっては10月1日付をもって行う。

## (退学、転学)

第7条 病気又はやむを得ない理由により退学若しくは本学から他の大学へ転学しようとする者は、医師の診断書又は詳細な理由書及び学生証を添えて、保証人連署で退学願（本学所定用紙）を提出しなければならない。

## (退学の許可)

第8条 退学の許可は、当該学部教授会の議を経て、学長がこれを行う。

2 許可日は、原則として願い出の日をもって行う。ただし、受付日前にさかのぼることはできない。

3 学則第40条の規定に反したときは、退学の許可がされない。

## (退学者・除籍者の再入学)

第9条 学則第31条第1項の規定により退学した者及び第32条第1項第3号、第4号及び第5号の規定により除籍となった者に対して、再入学を許可することがある。

2 再入学しようとする者は、別に定める再入学料を添えて、再入学願（本学所定用紙）を提出しなければならない。

3 再入学願の提出は、前期に再入学を希望する場合は原則として2月28日まで、後期に再入学を希望する場合は8月31日までに行わなければならない。

4 再入学を許可する学部・学科は、当該学生が退学又は除籍となった際に所属していた学部・学科とする。また、同一名の学部・学科が存在していない場合は後継学部・学科が存在している場合に限り、後継学部・学科に再入学できるものとする。後継学部・学科については別表の通り定める。

5 再入学者の在学年限は、学則第3条に規定する年限からこれまでに在学した年数を差し引い

たものとする。

6 再入学者の入学年次は、退学又は除籍時において年次を修了している場合はそれを引き継ぐ年次とし、上記以外の場合は、退学又は除籍時と同一の年次とする。

(再入学の許可)

第10条 再入学の許可は、当該学部教授会の議を経て、学長がこれを行う。

2 許可日は、原則として前期にあっては4月1日付、後期にあっては10月1日付をもって行う。

3 学則第40条の規定に反したときは、再入学の許可を取消すものとする。

附 則 (略)

別表 (第9条第4項関係)

旧名称	後継学部・学科
商学部第一部商学科	経済経営学部
商学部第二部商学科	経営学科
商学部商学科	
経営学部経営学科	
経営学部会計ファイナンス学科	
商学部経済学科	経済経営学部
経済学部経済学科	経済学科
人文学部臨床心理学科	心理学部 臨床心理学科
社会情報学部社会情報学科	(なし)

## 札幌学院大学除籍に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌学院大学学則第32条及び第35条の規定に基づき、除籍について必要な事項を定めるものとする。

(除籍)

第2条 学生が次の各号の一に該当するときは除籍する。

- (1) 8年の年数を在学しても規定の単位を修得せず卒業できない者
- (2) 4年の年数を在学しても、規定の単位を修得せず第3年次に進級できない者
- (3) 休学期間を過ぎても所定の手続をとらない者
- (4) 所定の授業料その他の納入金を期限を過ぎても、無届けのまま納入しない者
- (5) 正当な理由なく授業科目の履修登録を所定の期限までに行わない者
- (6) 死亡した者

(除籍日)

第3条 前条第1号及び第2号に該当する者は、在学できる最終学年の3月31日付で除籍する。

2 前条第3号に該当する者は、休学許可期間終了日付で除籍する。

3 前条第4号及び第5号に該当する者は、所定の期限の翌日付で除籍する。

4 前条第6号に該当する者は、事由発生日をもって除籍する。

(除籍の通知)

第4条 除籍の通知は学内に公示するほか、死亡した者を除き本人及び保証人に行う。

附 則 (略)

## 札幌学院大学大学院長期履修学生規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、札幌学院大学大学院学則第3条第2項の規定に基づき、長期履修学生に関し必要な事項を定める。

### (資格)

第2条 長期履修学生として申請できる者は、本大学院の学生（以下「在学生」という。）又は本学が行う入学試験に合格した者（以下「入学予定者」という。）で職業を有している等の事情にある者とする。

2 前項の本大学院とは、法学研究科、臨床心理学研究科及び地域社会マネジメント研究科とする。

### (学費)

第3条 長期履修学生の学費については、札幌学院大学大学院学費等納付規程に定めるところによる。

### (申請手続)

第4条 長期履修学生となることを希望する者は、長期履修開始年度の前年度の2月末日までに、入学生においては、入学年の3月10日までに、次の書類を添えて、当該研究科長に願い出なければならない。

(1) 長期履修学生申請書（様式第1号（略））

(2) 在職証明書（職業を有する者に限る。）

(3) その他必要と認められる書類

### (許可)

第5条 前条の申請については、当該研究科の研究科委員会の議を経て、研究科長が許可する。

### (長期履修期間)

第6条 長期履修学生として、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められる期間（以下「長期履修期間」という。）は年度単位とし、長期履修期間は次のとおりとする。

(1) 入学時から長期履修学生として認められた者は、3年又は4年

(2) 1年次に長期履修学生として認められた者は、残りの修業年限に1年又は2年を加えた年数

### (長期履修期間の変更)

第7条 許可された長期履修期間の延長を希望する者は、1年次の2月末までに、長期履修期間変更申請書（様式第2号（略））及び必要書類を添えて、当該研究科長に願い出なければならない。

2 前項の申請については、当該研究科の研究科委員会の議を経て、研究科長が許可する。

3 第1項に定める延長は1回限りとする。

### (雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、当該研究科において定める。

附 則（略）

## 札幌学院大学経済経営学部履修細則

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この細則は、札幌学院大学学則（以下「学則」という。）第20条の規定に基づき、経済経営学部学生の履修に必要な事項を定める。

2 この細則に定めのない事項又はこの細則により難い事情のあるものについては、経済経営学部教授会で、特別の定めをすることができる。

第2章 学科課程及び授業科目  
(課程修了の要件)

第2条 経済学科の学則第10条に規定する課程修了の要件は、次表によるものとする。

授業科目の区分		必要単位数
教養科目	基礎科目群	英語ⅠA、英語ⅡA、英語ⅠB、英語ⅡBの4単位必修 外国人留学生のみ、上記に加えて、日本語A、日本語B、日本語C、日本語Dから2単位以上
	人文・社会・健康・自然科目群	
	キャリア科目群	
	地域連携科目群	
	グローバル科目群	
教養科目 計		合計20単位以上
専門科目	ゼミナール	8単位必修
	専門基礎科目群	I群 8単位、II群12単位、III群8単位を含む合計34単位以上
	コース科目群	選択必修科目8単位を含む28単位以上
	プログラム科目群	
専門科目 計		合計84単位以上
合計		124単位以上

2 経済学科においては、本学が開講するその他の教養科目、他学部・他学科授業科目の単位を修得した場合、前項に定める授業科目の区分に従い、次のとおり課程修了の要件に含めることができる。

- (1) その他の教養科目を修得した場合、教養科目として14単位を上限に課程修了の要件に含めることができる。
- (2) 他学部・他学科授業科目の単位を修得した場合、20単位を上限に課程修了の要件に含めることができる。

3 経営学科の学則第10条に規定する課程修了の要件は、次表によるものとする。

授業科目の区分		必要単位数
教養科目	基礎科目群	
	人文・社会・健康・自然科目群	
	キャリア科目群	
	グローバル科目群	
	地域連携科目群	
教養科目 計		合計20単位以上
専門科目	基礎科目群	指定した2科目4単位から2単位以上
	ゼミナール科目群	
	実践科目群	
	基本科目群	指定した11科目22単位から10単位以上
		20単位以上

授業科目の区分	必要単位数
展開科目群	指定した11科目22単位から8単位以上
専門科目計	合計80単位以上
合計	124単位以上

4 経営学科においては、本学が開講するその他の教養科目、他学部・他学科授業科目の単位を修得した場合、前項に定める授業科目の区分に従い、次のとおり課程修了の要件に含めることができる。

- (1) その他の教養科目を修得した場合、課程修了の要件に含めることができる。
- (2) 他学部・他学科授業科目の単位を修得した場合、24単位を上限に専門科目として課程修了の要件に含めることができる。

(コース制)

第3条 経済学科には、地域経済、応用経済の2コースを置く。

(プログラム)

第4条 経済学科のプログラムに、公務員、金融、情報、宅建の4プログラムを置く。

(授業科目の定義)

第5条 学則第8条の2に規定する授業科目は、必修科目、選択必修科目、選択科目及び課程修了要件外科目からなる。

2 必修科目とは、必ず履修し、単位を修得することが課程修了の要件となっている科目をいう。

3 選択必修科目とは、各科目群のうちから指定された単位数以上を修得しなければならない科目をいう。

4 選択科目とは、各人が選択し、履修できる科目をいう。

5 課程修了要件外科目とは、課程修了の要件には含まれない科目をいい、次のとおりとする。

- (1) 専門科目「教職科目（教科に関する専門的事項）」

(授業科目の編成)

第6条 各授業科目の配当学年及び開講期等は、別に定める。

### 第3章 履修科目の登録及び履修方法

(履修登録)

第7条 学生は、毎年、学年当初の指定された登録期間に履修登録をしなければならない。ただし、あらかじめ履修科目を指定する場合がある。

2 前項の履修登録を行った学生は、必要がある場合には後期開始当初の指定された登録期間に履修登録の変更を行うことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、前項の登録期間に後期のみの履修登録をしなければならない。

- (1) 前期に休学し、後期から復学する場合

- (2) 学則第13条の2で規定する他の大学又は短期大学における授業科目の履修あるいは同第13条の2第2項で規定する外国の大学又は短期大学への留学のため、学年の始めに履修登録ができなかった場合

(履修登録の承認)

第8条 経済学科の卒業論文及び専門ゼミナールⅠ・専門ゼミナールⅡ・専門ゼミナールⅢについては、事前に担当教員の承認を受けるものとする。

2 経営学科の卒業論文及び基礎ゼミナールⅠ・基礎ゼミナールⅡ・専門ゼミナールⅠ、専門ゼミナールⅡ、応用ゼミナールⅠ、応用ゼミナールⅡ、応用ゼミナールⅢについては、事前に担当教員の承認を受けるものとする。

(履修科目の登録上限)

第9条 第2条で指定する授業科目について、学生が各学年において履修登録することができる履修科目の登録上限は、次表によるものとする。

	1年次	2年次	3年次	4年次
経済学科	42単位	48単位	48単位	48単位
経営学科	48単位	48単位	48単位	48単位

2 すでに単位を修得した科目は、再履修登録することができない。

(学年配当)

第10条 履修登録は、各学年に配当された科目に限る。ただし、下級学年に配当されている科目の履修登録を妨げない。

(諸資格課程)

第11条 学則第14条、第15条及び第16条に規定する教職課程、学芸員課程及び社会教育主事については、別に定めるところによる。

#### 第4章 試験及び単位の認定

(出席制度)

第12条 授業科目において、出席制度を採用することができる。

(単位の認定)

第13条 各授業科目における単位の認定は、原則として試験によって行う。ただし、試験により難い科目については、レポート及び平素の成績によって認定することができる。

(定期試験)

第14条 試験は各学期末試験、各学期の中間試験及び担当者の判断により随時行う試験とし、科目ごとに4単位科目は2回以上、2単位科目は1回以上実施することを原則とする。

2 前項の試験実施において、1授業科目のうち1回でも受験を放棄した場合は、原則として当該履修科目は無効とする。

3 受験資格、注意事項等については、別に定めるところによる。

(追試験)

第15条 前条に規定する試験を受験できなかった者に対し、追試験を行うことがある。

2 追試験の受験資格等については、別に定めるところによる。

(再試験)

第16条 第13条に規定する定期試験において合格点に達しなかった者に対し、再試験を行うことがある。

2 前項に規定する再試験は、外国語科目及び専門科目のみとする。

3 再試験の受験資格等については、別に定めるところによる。

(不正行為の処置)

第17条 試験において、不正行為が行われた場合は、当該試験期間の全受験科目（平常点評価科目・レポート提出科目は除く）の単位を認めない。また、教授会は当該学生に対して適当な処置を行うことができる。

2 前項の処置については、公示する。

#### 第5章 卒業見込証明書の発行

(卒業見込証明書の発行基準)

第18条 卒業見込証明書の発行は、第3学年末における修得単位数の合計が90単位以上であり、かつ第4学年の履修単位数を含め、卒業要件を満たすことを基準とする。

2 前項の基準に満たない者については、第4学年前期成績を考慮して卒業見込証明書を発行することができる。

3 前2項により卒業見込証明書を発行できる者であっても、当年度内に卒業要件を満たさないことが判明した場合には、卒業見込証明書を発行しない。

4 第4学年で卒業延期となった者については、前3項を準用する。

#### 第6章 編入学及び転学部・転学科

(編入学及び転学部・転学科)

第19条 学則第33条及び第34条に規定する編入学及び転学部・転学科の取り扱い、単位の認定並びに履修の方法等については、別に定めるところによる。

附 則（略）

## 札幌学院大学心理学部履修細則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この細則は、札幌学院大学学則（以下「学則」という。）第20条の規定に基づき、心理学部生の履修に必要な事項を定めることを目的とする。

2 この細則に定めのない事項については、心理学部教授会の審議決定によるものとする。

### 第2章 学科課程及び授業科目

#### （課程修了の要件）

第2条 学則第10条、第11条及び第12条に規定する課程修了の要件は、次表によるものとする。

授業科目の区分		最低必要単位数
教養科目	基礎科目群	英語 8 単位必修
	人文・社会・健康・自然科目群	選択必修 4 単位以上
	キャリア科目群	
教養科目計		指定必修含め24単位以上
専門科目	専修基礎科目	指定必修、選択必修含め28単位以上
	専修実習科目	選択必修 4 単位以上
	専修科目	
専門科目計		指定必修、選択必修科目を含め80単位以上
合計		124単位以上

2 「教養科目」並びに「専門科目」の必要単位を超えて履修した単位、本学が開講するその他の教養科目で履修した単位、他学部・他学科の専門科目で履修した単位は、20単位までを課程修了の要件に加算する。

#### （授業科目の編成）

第3条 授業科目の編成については、別に定める。

#### （教養科目）

第4条 第2条第1項に規定する教養科目は、別に定める。

#### （専門科目）

第5条 第2条第1項に規定する専門科目に指定必修科目及び選択必修科目を設ける。

2 指定必修科目とは、必ず履修し単位を修得することが学科課程修了の要件となっている科目をいい、次のとおりとする。

臨床心理基礎ゼミナールA、臨床心理基礎ゼミナールB、臨床心理学概論、心理学的支援法、臨床心理応用ゼミナールA、臨床心理応用ゼミナールB、臨床心理学演習Ⅰ、臨床心理学演習Ⅱ、心理学研究法、心理学統計法、感情・人格心理学、心理的アセスメント、心理学実験

3 選択必修科目とは、次に掲げる各科目群のうちで指定された科目から、指定された単位数以上を修得しなければならない科目をいう。

ア 心理学概論、心理学の2科目中1科目2単位以上

イ 心理アセスメント実習（知能・性格・発達検査）、応用実習の2科目中1科目2単位以上

ウ 公認心理師の職責、心理演習、心理実習、関係行政論の4科目中1科目2単位以上

#### （他学部・他学科授業科目の履修）

第6条 学則第12条に規定する他学部・他学科授業科目については、別に定める。

### 第3章 履修科目の登録及び履修方法

#### (履修登録)

第7条 学生は、毎年、学年当初の指定された登録期間に履修科目を登録しなければならない。

2 前項の登録を行った学生は、必要がある場合には後期開始当初の指定された登録期間に後期履修科目の変更を行うことができる。

3 心理演習、臨床心理学演習Ⅰ、臨床心理学演習Ⅱ、心理実習、卒業論文の登録については、別に定める。

4 第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、第2項の期間に後期のみの履修登録をしなければならない。

(1) 前期に休学し、後期から復学する場合

(2) 学則第13条の2で規定する他の大学又は短期大学における授業科目的履修あるいは同第13条の2第2項で規定する外国の大学又は短期大学への留学のため、学年当初に履修科目の登録ができなかった場合

#### (履修登録制限)

第8条 履修登録は各年次において、第2条で指定する授業科目について次表の単位数を超えることはできない。

第1学年	第2学年	第3学年	第4学年
48単位	48単位	48単位	48単位

#### (学年配当)

第9条 履修登録は、各学年に配当された科目に限る。ただし、下級学年に配当されている科目の履修をさまたげない。

#### (諸資格課程)

第10条 学則第15条及び第16条に規定する学芸員課程及び社会教育主事については、別に定める。

(公認心理師となるために必要な科目)

第11条 公認心理師法施行規則第1条で規定する科目は次のとおりである。公認心理師受験資格を取得しようとする者は、次表の合計26科目55単位を修得すること。

科目名	配当学年	単位数	時間数
公認心理師の職責	1	2	30
心理学概論	1	2	30
臨床心理学概論	1	2	30
心理学研究法	1	2	30
心理学統計法	2	2	30
心理学実験	2	2	30
知覚・認知心理学	2	2	30
学習・言語心理学	2	2	30
感情・人格心理学	2	2	30
神経・生理心理学	2	2	30
社会・集団・家族心理学	2	2	30
発達心理学	1	2	30
障害者・障害児心理学	2	2	30
心理的アセスメント	2	2	30
心理学的支援法	1	2	30

科目名	配当学年	単位数	時間数
健康・医療心理学	3	2	30
福祉心理学	3	2	30
教育・学校心理学	2	2	30
司法・犯罪心理学	2	2	30
産業・組織心理学	2	2	30
人体の構造と機能及び疾病	1	2	30
精神疾患とその治療A	2	2	30
精神疾患とその治療B	2	2	30
関係行政論	3	2	30
心理演習	3	2	30
心理実習	4	3	90

#### 第4章 試験及び単位の認定

##### (出席制度)

第12条 授業担当者は、出席制度を採用することができる。

##### (単位の認定)

第13条 各授業科目における単位の認定は原則として試験によって行うが、科目によってはレポート及び平素の成績等によって認定することがある。

2 卒業論文においては指定された期日までに提出し、その後開かれる発表会で審査された上で、単位の認定を行うものとする。

##### (定期試験)

第14条 試験は、学期末定期試験及び授業担当者の判断により隨時行う試験とし、通年科目に関しては年2回以上実施することを原則とする。ただし、半期科目に関してはこの限りではない。

2 通年科目において、単位の認定を年2回の学期末定期試験によって行う場合には、前期定期試験を受験しない者は、原則として後期定期試験の受験資格は認められない。

3 受験上の注意事項等については、別に定める。

##### (追試験)

第15条 前条に規定する試験を疾病その他やむを得ない理由によって受験できなかった者に対して、追試験を行うことがある。

2 追試験の受験資格等については、別に定める。

##### (再試験)

第16条 外国語科目については、再試験を行うことがある。ただし、追試験に対する再試験は行わない。

2 再試験の受験資格等については、別に定める。

##### (不正行為の処置)

第17条 試験において、不正行為が行われた場合は、当該試験期間の全受験科目（平常点評価科目・レポート提出科目は除く）の単位を認めない。また、教授会は当該学生に対して適当な処置を行うことができる。

2 前項の処置については、公示する。

#### 第5章 卒業見込証明書の発行

##### (卒業見込証明書の発行基準)

第18条 第3学年末において卒業に必要な単位数のうち90単位以上を修得し、かつ指定された登録日までに履修登録を行った者には、卒業見込証明書を発行する。

- 2 前項の基準に満たない者については、第4学年前期成績を考慮して卒業見込証明書を発行することができる。
- 3 前2項により卒業見込証明書を発行する者であっても、当年度内に卒業要件を満たすことができないことが判明した場合には、卒業見込証明書を発行しない。
- 4 4年以上在学し、卒業延期となった者については、前3項を準用する。

第6章 編入学及び転学部・転学科  
(編入学及び転学部・転学科)

第19条 学則第33条及び第34条に規定する編入学及び転学部・転学科の取扱い並びにこれに伴う単位の認定及び履修方法等については、札幌学院大学編入学・転入学に関する規程並びに札幌学院大学転学部・転学科に関する規程による。

附 則 (略)